

令和6年度いばらき産業マッチング支援事業、いばらき知的財産戦略推進事業に係るプロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、公益財団法人いばらき中小企業グローバル推進機構（以下「機構」という）が実施する令和6年度茨城県中小企業活性化対策費補助金事業の一部（ものづくり産業マッチング支援事業、いばらき知的財産戦略推進事業）を県内の産業支援機関に委託して実施するため、委託業者の選定に係るプロポーザル（提案）方式の実施に必要な事項を定めるものとする。

2 業務の内容

(1) 委託業務内容

別添『令和6年度いばらき産業マッチング支援事業、いばらき知的財産戦略推進事業委託仕様書』のとおり

(2) 委託期間

契約日～令和7年3月31日

(3) 委託契約上限額

38,938千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 資格要件

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 県内に所在する産業支援機関であり、全県的かつ公益的な実施体制を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から第3号までの規定に該当する者でないこと。

4 プロポーザルの作成及び留意事項

(1) 作成内容

プロポーザル（提案書）（様式第2号）のとおりとし、A4版で作成すること。

(2) 作成に当たっての留意事項

ア 業務実施方針及び手法等

委託業務実施に係る方針、手法及び計画について記載すること。

イ 企画概要

企画概要について記載すること。

なお、当プロポーザルにおける企画は、プロポーザル提出者の企画力等を判断するために行うものであり、採用された事業者における企画をそのまま実施するものではない。

ウ 業務実施体制

貴法人における委託業務の実施体制を記載するとともに、実際に業務を行う予定者、その者の担当業務、所属・役職、類似業務の経験等を記載すること。

エ 同種及び類似事業の実績

類似事業の実施実績について、事業名、実施年、発注者、事業内容等について記載すること（過去5年間まで）。

オ 経済性の確保

業務実施費用の詳細を記した見積書を提出すること。

カ 会社概要

会社概要パンフレット等を添付すること。

5 プロポーザルの提出方法及びプレゼンテーション等

(1) 提出方法

プロポーザル提出書（様式第1号）1部及びプロポーザル（提案書）（様式第2号）10部

(2) 提出先

公益財団法人いばらき中小企業グローバル推進機構 経営基盤支援課

(3) 提出期限

令和6年3月25日（月）午後5時（必着）

(4) プレゼンテーション

プロポーザル参加者は、提出したプロポーザル（提案書）に基づき、下記のとおりプレゼンテーションを行うものとする。

ア 日時

令和6年3月28日（木）13:30～（オンライン）※予定

イ 説明時間等

(ア) 提案した内容について、提案者が約10分間の説明を行う。

(イ) 説明が終了した後、質疑応答を行う。

6 プロポーザル評価項目及び評価結果等

(1) プロポーザル評価項目

ア 業務実施方針及び手法等

(ア) 業務実施方針及び手法等の提案内容

(イ) 提案内容の実現性

イ 企画概要

(ア) 企画力

(イ) 企画内容の実現性

ウ 業務実施体制

エ 同種及び類似事業の実績

オ 経済性の確保

(2) プロポーザルの評価結果の通知

- ア 提出されたプロポーザル（提案書）が採用された者に対しては、採用通知書により通知する。
- イ 提出されたプロポーザル（提案書）が採用されなかった者に対しては、不採用通知書により通知する。

7 留意事項

- (1) プロポーザル（提案書）の作成及び提出に必要な費用は、提出者の負担とする。
- (2) プロポーザル（提案書）に虚偽の記載をした場合には、提出されたプロポーザル（提案書）を無効とする。
- (3) 提出されたプロポーザル（提案書）は返却しない。
- (4) プロポーザル（提案書）の審査内容は非公表とし、審査結果についての異議申立ては認めない。

8 問合せ先

公益財団法人いばらき中小企業グローバル推進機構 経営基盤支援課 受発注取引担当
〒310-0801
茨城県水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館9階
TEL 029-224-5317
FAX 029-227-2586